



2 計量第 23 号
令和 2 年（2020 年）5 月 19 日

一般社団法人 長野県食品工業協会長 様

長野県計量検定所長



特定計量器の定期検査の実施について（依頼）

平素は県の計量行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、計量法では、適正な計量取引の確保と消費者保護を図るため、事業者が取引や証明に使用するばかり（計量器）は、2年に1回、定期検査あるいは定期検査に代わる計量士による検査（代検査）を受けなければならないと定められており、本年度の定期検査を別添県報写しに掲げる日程により実施します。

つきましては、検査対象地域の貴会傘下会員の該当者がもれなく検査を受けられますよう、周知についてよろしくお願ひします。

（注）定期検査は2年に1回行います。

不明な点は市役所・町村役場又は当検定所にお問い合わせください。

また特定市（長野市・松本市・上田市・岡谷市）に所在するばかりは特定市が別途行う定期検査を受検してください。

【連絡事項】

今年度は県内 37 市町村の区域が検査対象であります。今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、例年 5 月から 6 月中旬に実施している 18 市町村「飯田市（上村及び南信濃地区）、東御市（北御牧地区）、北佐久郡及び下伊那郡の各町村」の集合検査は日程を延期しております。そのため、今回の県報告示は 6 月 22 日以降実施の 19 市町村の日程になります。延期した 18 市町村は日程が決まり次第、県報告示及び当所ホームページに掲載します。

なお、今後の状況によっては他の地域でも延期等の可能性もありますので、御理解、御協力をお願いします。詳細につきましては、当検定所へ問い合わせください。

検定・検査課

美谷島 和浩（所長） 種山 芳和（担当）

松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

TEL 0263-47-4006

FAX 0263-47-9895

電子メール keiry@pref.nagano.lg.jp



長野県報

5月18日(月)

令和2年
(2020年)

第106号

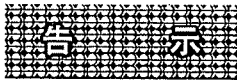
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課).....	1
長野県議会定例会の招集(財政課).....	2
地方自治法施行令に基づく収納事務の委託(税務課).....	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	2
卸売市場法に基づく卸売市場の認定(2件)(農業政策課農産物マーケティング室).....	3
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	3
計量法に基づく定期検査(産業技術課).....	4

公告

調理師試験の実施(食品・生活衛生課).....	6
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課).....	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	7
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	8
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	8
土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課).....	8
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(通信指令課).....	9
地方自治法に基づく住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局).....	10



長野県告示第243号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
大桑村
- 2 事業の種類
大桑村新庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県木曾郡大桑村大字長野地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

大桑村新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館、図書館法による図書館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である大桑村は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

大桑村役場の現庁舎は、昭和35年の建設から約60年が経過し、以下のような課題が生じている。

(7) 建物は法定耐用年数を超過しており、現行の建築基準法の耐震基準を満たしていない。また、空調設備等の老朽化により施設の維持管理費が増大している。

(イ) エレベーター及び多機能トイレが未整備で、高齢者や障

長野県計量検定所告示第1号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和2年5月18日

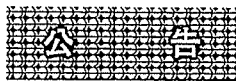
長野県計量検定所長 美谷島 和 浩

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
佐久市のうち中込、平賀及び内山地区	6月22日(月)	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀2954番地 佐久浅間農業協同組合平賀ライスセンター
佐久市のうち志賀、三井及び平根地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市志賀6106番地 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所東店
佐久市のうち岸野及び桜井地区	6月23日(火)	午前10時30分から正午まで	佐久市岸野1489番地 佐久浅間農業協同組合佐久野沢支所岸野店
佐久市のうち中佐都及び高瀬地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市塚原801番地1 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所中佐都店
佐久市のうち浅科地区	6月24日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	佐久市甲1399番地 佐久市浅科支所
佐久市のうち望月地区		午後1時から午後3時30分まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター
佐久市のうち岩村田及び小田井地区	6月25日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	佐久市岩村田564番地 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所岩村田店
佐久市のうち野沢地区	6月26日(金)	午前10時30分から正午まで	佐久市三塚100番地 佐久浅間農業協同組合 さく南部営農センター
佐久市のうち大沢及び前山地区		午後1時から午後3時まで	
上水内郡小川村	6月30日(火)	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
北安曇郡池田町	7月2日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	北安曇郡池田町大字池田2005番地1 池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」
北安曇郡小谷村	7月3日(金)	午前10時45分から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場
北安曇郡白馬村		午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
北安曇郡松川村	7月6日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	北安曇郡松川村76番地5 松川村役場
上水内郡飯綱町	7月8日(水)	午前10時45分から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで	上水内郡飯綱町大字牟礼1989番地 飯綱町民会館
上水内郡信濃町	7月9日(木)	午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育館
中野市のうち長丘、平岡、科野及び倭地区	7月13日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	中野市大字越1131番地 中野市農業協同組合科野事業所
中野市のうち平野及び高丘地区	7月14日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町1丁目3番12号 中野市市民会館(ホワイエ)
中野市のうち中野、日野及び延徳地区	7月15日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	
	7月16日(木)		
中野市全域(豊田地区を除く)	7月17日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	

須坂市のうち上部及び東部地区	7月28日(火)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市生涯学習センター
須坂市のうち高甫、仁礼及び豊丘地区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち西部地区	7月29日(水)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日野及び井上地区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち南部及び豊洲地区	7月30日(木)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち日滝及び旭ヶ丘地区		午後1時から午後3時30分まで	
大町市のうち美麻地区	8月24日(月)	午前10時30分から午前11時30分まで	大町市美麻11810番地イ 大町市美麻支所
大町市のうち八坂地区		午後1時30分から午後3時まで	大町市八坂1133番地1 八坂情報コミュニティセンターアキツ
大町市全域(美麻地区及び八坂地区を除く)	8月25日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
大町市全域	8月26日(水)		
諏訪郡原村	8月28日(金)	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	諏訪郡原村払沢12080番地 原村中央公民館
諏訪郡富士見町	8月31日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡富士見町落合10777番地 富士見町役場
諏訪郡下諏訪町	9月3日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡下諏訪町4611番地40 下諏訪総合文化センター西側入口
諏訪市のうち大字豊田及び大字湖南(田辺、大熊地区を除く)	9月8日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後2時まで	諏訪市大字湖南北真志野3873番地 諏訪市公設地方卸売市場管理事務所
諏訪市のうち大字中洲、大字湖南(田辺、大熊地区に限る)及び南町	9月9日(水)	午前10時から正午まで	諏訪市大字四賀804番地3 諏訪市四賀公民館
諏訪市のうち大字四賀及び沖田町1丁目から5丁目		午後1時から午後3時まで	
諏訪市全域	9月10日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪市湖岸通り5丁目12番18号 諏訪市文化センター
	9月11日(金)		
茅野市のうち豊平、玉川及び泉野地区	9月15日(火)	午前10時から正午まで	茅野市玉川3666番地1 玉川地区コミュニティセンター
茅野市のうち北山、湖東、米沢及び中大塩地区		午後1時30分から午後3時30分まで	茅野市北山4340番地1 北山地区コミュニティセンター
茅野市全域	9月16日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
	9月17日(木)		

伊那市のうち竜西地区	9月23日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	伊那市新田2990番地 伊那浄水管理センター
伊那市のうち竜東地区	9月24日(木)		
伊那市のうち富県、美簗、手良、東春近、西箕輪及び西春近地区	9月25日(金)		
埴科郡坂城町	9月29日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	埴科郡坂城町坂城6362番地1 B. Iプラザさかき
千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区	10月1日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市戸倉2305番地1 千曲市戸倉創造館

産業技術課



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年11月13日(金) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和元年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してく

ださい。

(3) 受付期間

令和2年9月1日(火)から令和2年9月3日(木)まで(郵送による場合は、令和2年9月3日までの消印があるもの)に限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合には、長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和2年12月11日(金)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)及び長野市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)又は長野市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和2年5月18日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年11月13日(金) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

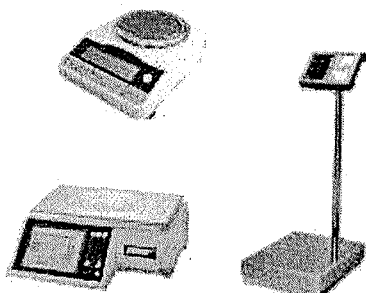
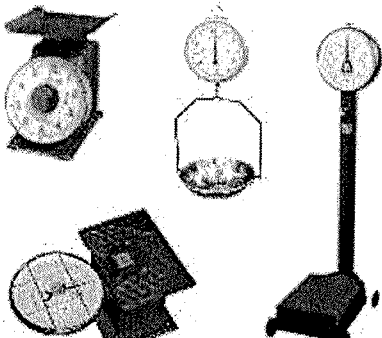
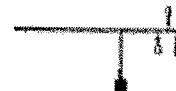
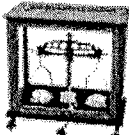

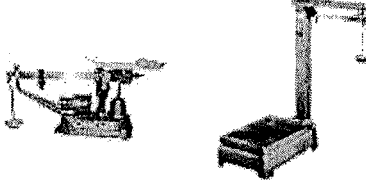


保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

はかりの定期検査手数料（令和2年4月1日現在）

長野県手数料徴収条例(平成12年条例第2号)、計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則(平成12年規則第6号)

種類	外観	主な用途 (業種)	ひょう量等	1個あたりの 手数料(円)	
電気式はかり 検出原理 ・電気抵抗線式 ・誘電式 ・電磁式 ・光電式 ・圧電式 等		食料品 薬局 病院 学校 幼稚園 保育園	100kg 以下	1,400	
			100kg を超え 250kg 以下	1,800	
			250kg を超え 500kg 以下	2,300	
機械式はかり	直線目盛指示 はかり	保健所 宅配便		250	
	ばね式指示 はかり		食料品 宅配便	100kg 以下	500
			病院 学校 幼稚園 保育園	100kg を超え 250kg 以下	900
				250kg を超え 500kg 以下	1,500
	棒はかり		寝具 薬草		250
	手動天びん		薬局 病院	感量比 1/10,000 以上	500
				感量比 1/10,000 未満	1,000
	等比皿手動 はかり		薬局	100kg 以下	500
	手動はかり		酒 米穀 製麺 製菓	100kg 以下	500
				100kg を超え 250kg 以下	900
250kg を超え 500kg 以下				1,500	
手動指示併用 はかり		病院 薬局	100kg 以下	500	
分銅・おもり				10	

注) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の金額(分銅・おもりを除く)

定期検査実施区域マップ

